

福津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務仕様書

1 業務名

福津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

2 業務目的

福津市（以下「本市という。」では、「企業版ふるさと納税を活用した第2期福津市まち・ひと・しごと創生推進事業」に基づき、地方創生応援税制（以下、「企業版ふるさと納税」という。）を活用した寄附の受け入れが可能になっている。

本業務は、本市の地方創生の取り組みをより効率的かつ効果的に推し進めるため、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業（以下「寄附見込企業」という。）への働きかけを行い、より多くの寄附の獲得を目指すものである。

3 業務内容

本業務の受託者は、次の各号により、企業版ふるさと納税による寄附獲得を目指すものとする。

- (1) 本市の地方創生事業のPR
- (2) 寄附見込企業の選定
- (3) 寄附見込企業に対する個別提案
- (4) 本市に対する寄附見込企業の紹介
- (5) 寄附見込企業に対する寄附実施に関する相談対応
- (6) 成果物の提出（寄附見込企業のリスト、寄附実施企業のリスト等）
- (7) その他、本市の寄附獲得に資する支援

4 協議

- (1) 契約締結後速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認のための協議を行うこと。
- (2) 受託者は、本市と緊密な連絡に努め、必要に応じて協議を行うこと。

5 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

6 委託料額

- (1) 委託料の算定は成果報酬型によるものとし、受託者が本市に対して寄附見込企業を紹介して寄附受領に至った場合、次の計算式で算出した委託料額を支払うものとする。

成果報酬型：寄附金額×委託料率（1円未満の端数は切り捨てとする。）

上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

- (2) 委託料率の上限は、本業務を通じて行われた寄附金額の20%とする。
- (3) 寄附見込企業が本市に対して寄附を行った後、本市は速やかに受託者にこの旨を伝え、受託者の請求によって委託料の支払いを行うものとする。

7 業務の進捗報告

受託者は、本市に対し定期的に業務の進捗状況を報告することとし、報告内容及び報告頻度等は、本市との協議により定めるものとする。

8 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、本市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 受託者は本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 受託者は、委託料の総額が初回協議時に確認する支出見込額を超えると見込まれる場合は、速やかに報告を行うこと。